

東日本大震災・原子力災害伝承館 令和5年度
日常(定期)清掃業務及び一般廃棄物処理業務委託契約書（案）

1 業務の名称

東日本大震災・原子力災害伝承館 令和5年度 日常(定期)清掃業務及び一般廃棄物
処理業務

2 業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 契約の金額

金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

4 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

5 契約保証金

上記の業務について、委託者 公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進
機構(以下「甲」という。)と受託者 (以下「乙」という。)とは、
次の条項に定めるところにより、委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間中、頭書の金額をもって頭書の業務を
実施するものとする。

2 仕様書に明示されていないもので必要軽微なものについては、乙は甲の指示に従う
ものとする。

(受託者の善管注意義務)

第2条 乙は、善良な管理者としての注意をもって受託業務の遂行に当たらなければな
らない。特に、従業員の行為、身元、風紀、規律、衛生等に関して一切の責任を負う
とともに、甲が不適当と認める従業員を業務に従事させてはならない。

(誠実履行の原則)

第3条 乙が業務を履行するに際し、甲の指示に従うことは勿論、甲も乙と協力し、互
いに信義に従い誠実にこの契約を履行しなければならない。

(主任担当者の選任)

第4条 乙は、業務の履行のために、連絡や確認等を行う主任担当者を定め、主任担当
者通知書(様式第2号)を甲に提出しなければならない。主任担当者を変更したとき
も、同様とする。

(着手届)

第5条 乙は、本契約の締結後、速やかに業務に着手し、着手届(様式第1号)を甲に
提出しなければならない。

(業務の実施)

第6条 甲は、業務の実施に関し、乙に必要事項を指示することができるものとする。

2 乙は、業務の実施にあたり、甲の指示を必要とする場合、その都度甲の指示を受けなければならない。

3 乙は、業務の実施にあたっては、衛生的に行い、また清潔を保たなければならない。

(履行の確認)

第7条 乙は、別紙仕様書に基づき、業務内容について、甲の確認を受けなければならない。

2 前項の確認の結果、乙の業務内容が著しく適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

(完了届・実績報告書)

第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに完了届(様式第3号)を、その後遅滞なく実績報告書(様式第4号)を甲に提出しなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第9条 甲は、契約金額を別表支払内訳書により支払うものとする。

2 乙は、業務内容について、第7条第1項の確認の結果適正であるとされたときは、速やかに適法な請求書により委託料の支払いを甲に請求するものとする。

3 甲は、前項の規定による支払請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、業務が契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合は、乙に対し、契約不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、何らの催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないで、その時期を経過したとき。

(4) 1号から3号に掲げた場合のほか、甲が催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

3 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるとき、甲は、第1項及び第2項の規定による請求をすることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、違約金及び賠償金の請求並びに第13条による解除権の行使を妨げない。

(遅延利息)

第11条 甲は、正当な理由なく、第9条第3項の期間内に、契約金額の全部又は一部を

支払うことができないときは、期間満了の日から支払をする日までの日数に応じて、当該未払代金に対して年2.5パーセントの割合で計算した額（100円未満の端数があるときには、その端数は切り捨てる。）を支払うものとする。

（乙の損害賠償）

第12条 業務の実施に関し、乙の責めに帰すべき事由により、甲及び甲の財物又は甲の職員に損害（第三者に与えた損害を含む。）を与えたときは、その損害は乙が賠償するものとする。但し、天災地変、不可抗力その他、乙の責めに帰すことのできない事由により生じた損害はこの限りでない。

（契約の解除権）

第13条 甲は乙が次の各号の一に該当するときは、いつでも契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が契約を履行しないとき、又は履行の見込みが無いと明らかに認められるとき。
- (3) 乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 乙が第15条に違反したとき。
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼした時は、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし天災地変、不可抗力等、乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合

は、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。
- (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって、乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項 第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 乙について、破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人。
- (2) 乙について、更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人。
- (3) 乙について、再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等。

（契約の変更）

第15条 甲は、必要がある時は、委託業務の内容を変更し、又は一部中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要がある時は、甲・乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けた時は、甲はその損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、甲・乙協議して定めるものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第16条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を、いかなる方法をもってするかを問わず、第三者に譲渡し、継承し、委託し、又は担保に供してはならない。

（談合による損害賠償）

第17条 甲は、この契約に関し乙が次の各号の一に該当する時は、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合においては、甲はその超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

第18条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を他に漏らしてはならない。

(関係書類の整備及び保管)

第19条 乙は、本委託業務に係る経費を、他の費用と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

2 乙は、本委託業務の関係書類を、業務完了の年度の翌年度から起算して、5年間は保管しなければならない。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲・乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

住 所 福島県福島市中町1番19号 中町ビル6階
甲
氏 名 公益財団法人
福島イノベーション・コースト構想推進機構
理事長 斎藤 保

印

住 所
乙
氏 名

印

支 払 内 訳 書

(単位：円)

期 間	支払金額
令和5年4月分	円
令和5年5月分	円
令和5年6月分	円
令和5年7月分	円
令和5年8月分	円
令和5年9月分	円
令和5年10月分	円
令和5年11月分	円
令和5年12月分	円
令和6年1月分	円
令和6年2月分	円
令和6年3月分	円
合 計	円

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報を、その在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し、取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(調査等)

第10 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき、個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を、再委託先にも遵守させなければならない。

(損害賠償)

第13 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。